

会期決定手続

国会の会期は何日間になるのか、会期延長はあるのか、あるとすれば延長幅はどのくらいか、ということをめぐることは、その国会が抱える議案や政治課題ともあいまって、しばしば与野党間で激しい駆け引きが行われます。

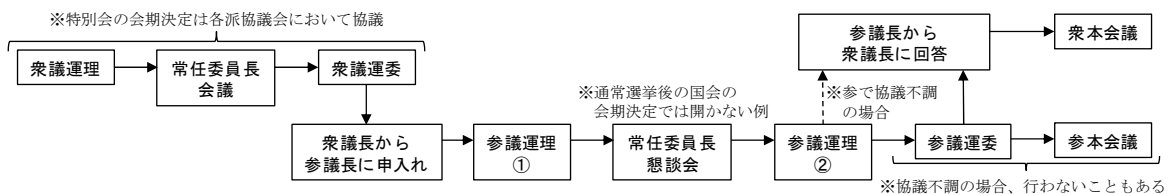
国会法によれば、会期について、常会は150日間と定められています（第10条）、臨時会及び特別会は両議院一致の議決で定めるとされています（第11条）。さらに、それぞれの会期は両議院一致の議決によって、常会は1回、臨時会及び特別会は2回まで延長することができる（第12条）。これらの議決には衆議院の優越が定められており、衆参の議決が一致しないとき、又は参議院が議決しないときは、衆議院の議決したところによるとされています（第13条）。なお、参議院規則では、会期決定、延長について、議長が衆議院議長と協議した後に議決すること、その際議長はあらかじめ常任委員長の意見を聴かなければならないことが定められています（第22条、第23条）。

通常、臨時会及び特別会の会期決定の際には、国会の召集について内閣官房長官の説明を衆参の議院運営委員会理事会において聴取し、会期についての実質的な協議が衆議院議院運営委員会理事会において行われます。この協議を踏まえ、主に召集日に、衆参それぞれにおいて先述の規定にのっとり議決に向けた手続が進められます。また、会期延長の場合には、与党側から延長の申入れが衆参の議長に対しなされた後、会期終了前のタイミングで、会期決定の場合と同様の手続が進められます。

参議院では、衆議院議長から参議院議長に対する協議の申入れを受け、議院運営委員会における協議、議長主宰の常任委員長懇談会における常任委員長等からの意見聴取といった手続を踏まえ、参議院議長から衆議院議長に回答の上、本会議で議決を行います。なお、会期決定、延長の議決には先述のとおり衆議院の優越が定められているため、参議院で賛否が分かれているときは、衆議院に対し議が調わない旨回答し、参議院ではあえて議決しないこともあります。

ところで、会期延長の回数は昭和33年の国会法改正まで制限がなく、それ以前には当初会期が5回延長されることもありました。審議の能率化の観点から現在の回数制限が加えられたわけですが、これに伴い延長幅の設定は与野党双方にとり重要なテーマになったといえます。

(参考) 会期決定、延長に関する手続のイメージ



注：「議運理」とは議院運営委員会理事会、「議運委」とは議院運営委員会をいう。

だておか まさと
(伊達岡 雅人・委員部調整課)